

令和5年5月12日

保護者の皆様

コミュニティ・スクール
春日市立春日中学校
校長 松下 義彦

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

木々を渡る風もさわやかなころとなりました。保護者の皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。平素から本校教育に格別のご支援・ご協力をいただき深く感謝いたしております。

さて、標記の件についてお知らせいたします。新型コロナウイルス感染症5類引き下げに伴い、学校保健安全法施行規則が変更されました。これに伴い本校の対策を下記の通りといたしますので、ご確認よろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策

- ・教室などでの換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの基本的対策を継続します。
- ・家庭においては健康状態の把握をお願いします。

※校内では、マスクの着用は個人の判断に委ねます。医療機関や人が密集している場所ではマスクの着用を推奨します。

2 新型コロナウイルス（インフルエンザ等を含む）への感染が疑われる場合

- ・登校を控え、医療機関を受診してください。受診した日は「出席停止」とします。

(1) 診断結果が陰性の場合

診断が出された翌日以降は、登校しない場合欠席扱いとなります。

※ 診断結果が陽性の場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止です。

※1 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※2 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

3 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

原則としては欠席です。ただし、生徒本人・ご家族に基礎疾患があるなど、合理的な理由がある場合

は「出席停止」とすることがあります。担任にご相談ください。